

大垣市税条例の一部改正について（専決処分関係）

「地方税法等の一部を改正する法律」が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、平成30年4月1日から施行される事項等について、速やかに大垣市税条例を改正する必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により大垣市税条例の一部改正を行ったので、同条第3項の規定に基づき、報告するとともに承認を求めるもの。

1 主な改正内容

(1) 固定資産税（償却資産）関係

地方公共団体が法律の定める範囲内で税の特例措置の内容を定めることができる「地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）」の改正に伴い、再生可能エネルギー発電設備について、次の見直しを行った上で、適用期限を2年延長（平成30年4月1日～平成32年3月31日）するもの。

【附則第8条の2】

① 再生可能エネルギー発電設備（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）

改正案	現 行
<対象資産> 太陽光発電設備(出力1,000kw以上) <特例割合> 3/4（参酌:3/4 7/12～11/12）	<対象資産> 太陽光発電設備
<対象資産> 太陽光発電設備(出力1,000kw未満) <特例割合> 2/3（参酌:2/3 1/2～5/6）	
<対象資産> 風力発電設備(出力20kw以上) <特例割合> 2/3（参酌:2/3 1/2～5/6）	<対象資産> 風力発電設備
<対象資産> 風力発電設備(出力20kw未満) <特例割合> 3/4（参酌:3/4 7/12～11/12）	

改正案	現行
<対象資産> 水力発電設備(出力5,000kw以上) <特例割合> 2/3 (参酌:2/3 1/2~5/6)	<対象資産> 水力発電設備 <特例割合> 1/2 (参酌:1/2 1/3~2/3)
<対象資産> 水力発電設備(出力5,000kw未満) <特例割合> 1/2 (参酌:1/2 1/3~2/3)	
<対象資産> 地熱発電設備(出力1,000kw以上) <特例率> 1/2 (参酌:1/2 1/3~2/3)	<対象資産> 地熱発電設備 <特例割合> 1/2 (参酌:1/2 1/3~2/3)
<対象資産> 地熱発電設備(出力1,000kw未満) <特例割合> 2/3 (参酌:2/3 1/2~5/6)	
<対象資産> バイオマス発電設備(出力10,000kw以上) <特例率> 2/3 (参酌:2/3 1/2~5/6)	<対象資産> バイオマス発電設備 <特例割合> 1/2 (参酌:1/2 1/3~2/3)
<対象資産> バイオマス発電設備(出力10,000kw未満) <特例割合> 1/2 (参酌:1/2 1/3~2/3)	

(2) 固定資産税・都市計画税（土地）関係

固定資産の平成30年度評価替えに伴い、土地に係る負担調整措置を延長するとともに、土地価格の特例措置を継続するもの。

① 土地に係る負担調整措置の延長

【附則第9条、附則第10条、附則第11条、附則第14条、附則第15条】

宅地等及び農地の負担調整措置について、平成30年度から平成32年度までの間、平成27年度から平成29年度まで実施した現行の負担調整措置の仕組みを延長するもの。

② 平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例【附則第9条の2】

土地の評価額について、基準年度である平成30年度の評価額を3年間据え置けることが原則だが、評価額の据置年度である平成31年度及び平成32年度において、地価の下落により課税上著しく均衡を失すると認める場合には評価額の下方修正を行うことのできる特例措置を継続するもの。

2 施行期日

平成30年4月1日